

周波数オークション導入・“放送・情報通信行政”改革法案 【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

- 周波数帯によっては、電波が有効に利用されていない。また、免許を担う総務省と放送事業者等との癒着が問題視されている。
 - 無線局の免許手続としてオークション制を導入
 - さらに、放送・情報通信に関する行政体制を見直す

①周波数オークションの導入

無線局の免許等（基幹放送局の免許を含む。）について、競争により、その申請を行うことができる者を選定する制度を導入する

（政府に対し、1年以内に法制上の措置を講ずることを義務付け）。

- ※ 電波の需給のひっ迫の程度、公益上の必要性等を勘案してなじまない場合は対象外（特定基地局開設計画については、全て制度の対象）

②規制行政の独立行政委員会への移管

放送・情報通信に関する行政のうち、規制に関するものを総務省から分離し、新設する独立行政委員会に移管する

（政府に対し、3年以内に法制上の措置を講ずることを義務付け）。

現 行

改 革 内 容

①無線局の免許手続

＝比較審査方式（競願時）

- ※ 複数の項目について免許人としての優劣を比較し、免許を付与

- ・ 免許の有効期間は、5年以内
- ・ 免許人等は電波利用料を毎年納付

<特定基地局開設計画の認定手続>

＝比較審査方式

- ※ 比較項目の1つに、特定基地局開設料（周波数の経済的価値を踏まえた額）の申告額あり
- ・ 認定開設者は、電波利用料のほか、特定基地局開設料を毎年納付
- ・ 特定基地局開設料は、Society 5.0 施策に充てる

②放送・情報通信に関する行政体制

規制・振興のいずれも「総務省」が担当

政府に以下の改革を義務付ける。

①無線局の免許手続

＝オークション方式

- ※ 競落すると免許の申請が可能
- ※ なじまない場合は対象外

- ・ オークションを経た免許の有効期間は、15年以内
- ・ オークションを経た者の電波利用料の納付は免除（代わりに、その分も見込んだ競落金を納付）

<特定基地局開設計画の認定手続>

＝オークション方式

- ※ 特定基地局開設料の申告・納付は廃止
- ・ 競落金の一部を Society5.0 施策に充てる

②放送・情報通信に関する行政体制

規制は「独立行政委員会」に移管、振興は「総務省」に残し、両者を分離